

【記載例3】（相続）

平成27年8月20日開始の相続により非居住者が対象資産を取得し、納税猶予の特例を適用して被相続人に係る準確定申告をする場合（相続開始の時までに対象資産の譲渡等がない場合）

- 1 被相続人が相続開始の時（平成27年8月20日）に有していた対象資産（非居住者が相続により取得した対象資産）
上場株式（銘柄等：A不動産）
 - ・「相続開始の時の価額」 80,000,000円
 - ・「取得費」 30,000,000円
- 2 被相続人が相続開始の時に有していた対象資産（1以外の対象財産）
上場株式（銘柄等：B商事）
 - ・「相続開始の時の価額」 70,000,000円
- 3 公的年金等の雑収入
 - ・「収入金額」 4,500,000円
 - ・「所得金額」 3,040,000円

《記載手順》

確定申告期限（相続があったことを知った日から4か月以内）までに提出

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。（2ページ参照）

※ 2人以上の方が連署により提出する場合は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る__付表」も作成してください。

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（3～4ページ参照）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（5ページ参照）

「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」等を作成します。（6ページ参照）
※ 申告書B第一表、第二表及び「死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の記載方法は、「平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」（平成27年分の手引きが公開されるまで）及び国税庁ホームページを参考にしてください。

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を作成します（7ページ参照）

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署におたずねください。

税務署受付印

1 0 7 0



所得税・消費税の納税管理人の届出書

〇〇 税務署長

平成 27 年 12 月 3 日 提出

納税地	<input checked="" type="radio"/> 住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) 〇市××町△△1-2-3 (TEL 〇〇〇-△△△-××××)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - -)		
フリガナ	コクゼイ ハナコ	生年月日	大正 昭 和 45 年 6 月 12 日 生 平成
氏名	国税 花子		
職業	会社員	フリガナ	屋号

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人

〒 ××× - ××××

住所

(居所) 〇市××町△△4-5-6

フリガナ トウキョウ タロウ

氏名 東京 太郎



本人との続柄(関係) 関与税理士

職業 税理士

電話番号 △△△ - ××× - 〇〇〇〇

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所

999, ×××, △△△, 〇〇〇

3 納税管理人を定めた理由

海外勤務のため

4 その他参考事項

(1) 出国(予定)年月日 平成 20 年 3 月 20 日・帰国予定年月日 平成 年 月 日

(2) 国内で生じる所得内容(該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)

事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ()

(3) その他

国外転出(相続)時課税の適用予定

関与税理士
東京 太郎
 (TEL △△△-×××-〇〇〇〇)

税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
0							

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 27 年分】

番号

住所	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏名	被相続人 <small>コクゼイ イチロウ</small> 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	無職	関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (△△△-×××-○○○)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
<input type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の日 平成 年 月 日	平成 年 月 日	・平成17年8月20日 ～平成27年8月19日
		<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
<input checked="" type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の 場合(所法60条の3)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 贈与の日 平成 年 月 日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 相続開始の日 平成27年8月20日	平成27年8月20日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人・受遺者	国税 花子	999, ×××, △△△, ○○○
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額(①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円
	雑所得(その他)			
	総合課税 短期			
		長期		
分離課税	株式等の譲渡(未公開分)	80,000,000	30,000,000	50,000,000
	先物取引			

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額(①-②)
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円
	雑所得(その他)			
	総合課税 短期			
		長期		
分離課税	株式等の譲渡(未公開分)			
	先物取引			

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

【平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

					氏名（被相続人）	国税 一郎			
					氏名（相続人等）	国税 花子			
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減価又は取消の有無	
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの									
株式	A不動産	2,000株	甲証券 本店	80,000,000 円	30,000,000 円	22・1・12	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分離（株式・先物）	/	
						・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短）） 分離（株式・先物）		
						・ ・	総合 （事・贈・譲（長・短））		

計				80,000,000 円	④	/
---	--	--	--	--------------	---	---

「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」は、対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合には、当該相続人等ごとに作成してください。

なかつたものとされるもの（「取消」を〇で囲んだもの）は、記載しません。
 (注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
 (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の㊸」+「6の㊹」）	150,000,000 円	㊺ ※ ㊺≥1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---------------	--

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

				氏名（被相続人）	国税 一郎	
種類	銘柄等	数量	所在	価額等		
株式	B商事	4,000株	乙証券 西口支店	70,000,000 円		

計				70,000,000 円	㊻
---	--	--	--	--------------	---

【平成 27 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。[株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）]（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3		フリガナ 氏 名	被相続人	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	無職	関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未公開分	上場分
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①		80,000,000 円	円
	その他の収入 ②			
	小 計(①+②) ③	申告書第三表⑦へ	80,000,000	申告書第三表⑦へ
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費(取得価額) ④		30,000,000	
	譲渡のための委託手数料 ⑤			
	⑥			
	小計(④から⑥までの計) ⑦		30,000,000	
特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧			
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		50,000,000		
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩			
所得金額(⑨-⑩) (赤字の場合は△を付けて書いてください。)	⑪	申告書第三表⑥④へ	50,000,000	黒字の場合は申告書第三表⑥⑤へ
本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額(※3)	⑫	申告書第三表⑧⑦へ		申告書第三表⑧⑦へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑦③へ	50,000,000	申告書第三表⑦③へ

「上場分」の①欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」

【記載例3】では、相続開始の時までに株式等の譲渡がありません（また、2ページの「国外転出の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」に記載がありません）ので、「未公開分」欄には、3ページの「国外転出の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・株式等の譲渡（未公開分）」の収入金額等を記載することとなります。

(注1) 国外転出（相続）時課税の対象資産が上場株式等であっても、「未公開分」欄に記載します。

(注2) 相続開始の時までに株式等の譲渡がある場合は、「平成28年1月1日以後に、平成27年分確定申告書を提出する場合」の【記載例3】(www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2015/pdf/57.pdf)を参照してください。

FA0034

平成 27 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

国外転出(相続)時課税における納税猶予の特例の適用を受ける場合は、特例適用条文(所法第137条の3第2項)を記載してください。

住所 所 〇市××町△△1-2-3
フリ氏 ガナ名 被相続人 コクゼイ イチロウ 国税 一郎

特例適用条文
法 条 項 号
○ 法 措 法 震 法 137 条 の 3 の 2 項 号
所 法 措 法 震 法 条 の 項 号
所 法 措 法 震 法 条 の 項 号

(単位は円)

収入金額	分譲	短期譲渡	一般分	⑤	
		軽減分	⑥		
	長期譲渡	一般分	⑦		
		特定分	⑧		
	課税	軽減分	⑨		
		株式等の譲渡	未公開分	⑩	80000000
			上場分	⑪	
			上場株式等の配当	⑫	
			先物取引	⑬	
			山林	⑭	
		退職	⑮		
所得金額	分譲	短期譲渡	一般分	⑲	
		軽減分	⑳		
	長期譲渡	一般分	㉑		
		特定分	㉒		
	課税	軽減分	㉓		
		株式等の譲渡	未公開分	㉔	50000000
			上場分	㉕	
			上場株式等の配当	㉖	
			先物取引	㉗	
			山林	㉘	
		退職	㉙		
税金の計算	総合課税の合計額(申告書B第一表の㉚)	㉚	3040000		
	所得から差し引かれる金額(申告書B第一表の㉛)	㉛	500000		
	⑨ 対応分	㉜	2540000		
	⑲⑳ 対応分	㉝	000		
	㉑㉒㉓ 対応分	㉞	000		
	㉔㉕ 対応分	㉟	50000000		
	㉖ 対応分	㊱	000		
	㉗ 対応分	㊲	000		
	㉘ 対応分	㊳	000		
	㉙ 対応分	㊴	000		

税金の計算	⑳ 対応分	㉟	156500
	㉑ 対応分	㊱	
	㉒ 対応分	㊲	
	㉓ 対応分	㊳	7500000
	㉔ 対応分	㊴	
	㉕ 対応分	㊵	
	㉖ 対応分	㊶	
	㉗ 対応分	㊷	
	㉘から㉙までの合計(申告書B第一表の㉚に転記)	㊸	7656500
	その他	株式等	本年分の㉚、㉛から差し引く繰越損失額(翌年以後に繰り越される損失の金額)
	配当	本年分の㉛から差し引く繰越損失額	㉝
	先物取引	本年分の㉜から差し引く繰越損失額(翌年以後に繰り越される損失の金額)	㉞

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	㉟	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の	収入金額	負債の利息	差引金額
申告書B第一表、第二表及び「死亡した者の平成__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の記載方法は、「平成26年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」(平成27年分の手引きが公開されるまで)及び国税庁ホームページを参考にしてください。			

平成二十五年分以降降用)○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出して

【平成 27 年分】

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

番号

住所	○市×町△△1-2-3			フリガナ氏名	被相続人	コケイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	無職	関与税理士名(電話)	東京 太郎	(△△△-×××-○○○)

【平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算					
所得金額	総合課税	事業(営業等)	①		
		雑	②		
		総合譲渡・一時	③		
		申告書B第一表②から④ 対応分 計	④	3,040,000	
		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤	3,040,000	
	申告書第三表⑨から⑩ 対応分 計	⑥			
	分離課税	の株式譲渡等	未公開分	⑦	
			上場分	⑧	
		上場株式等の配当	⑨		
		先物取引	⑩		
		申告書B第三表⑭ 対応分 計	⑪		
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑮)		⑫	500,000		
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬	2,540,000		
	⑥ 対応分	⑭	,000		
	⑦⑧ 対応分	⑮	,000		
	⑨ 対応分	⑯	,000		
	⑩ 対応分	⑰	,000		
	⑪ 対応分	⑱	,000		
税金	⑬ 対応分	⑲	156,500		
	⑭ 対応分	⑳			
	⑮ 対応分	㉑			

⑲から㉑までの合計	㉒	156,500
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑳から㉑ 対応分 計)	㉓	
差引所得税額 (㉒-㉓)	㉔	156,500
災害減免額	㉕	
再差引所得税額(基準所得税額) (㉔-㉕)	㉖	156,500
復興特別所得税額 (㉖×2.1%)	㉗	3,286
所得税及び復興特別所得税の額 (㉖+㉗)	㉘	159,786
外国税額控除	㉙	

納税猶予税額の計算		
(申告書B第一表㉔-㉕)の金額	A	7,817,286
(㉘-㉙)の金額	B	159,786
納税猶予分の所得税額等(A-B)(※)	C	7,657,500
申告書B第一表㉔欄の金額	D	7,657,500
納税猶予税額	E	7,657,500
◎<D…Dの金額		
◎≥D…Dの金額		

※ ◎の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
D-E	F	00

【参考】

適用を受ける納税猶予の特例	<input type="checkbox"/> 国外転出の場合の納税猶予 (所法第137条の2第1項) <input checked="" type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合の納税猶予 (所法第137条の3第1項又は第2項)
その他参考となる事項	

《第一表(右中部)》

の計	⑳	7656500
災害減免額	㉕	
再差引所得税額(基準所得税額)	㉖	7656500
復興特別所得税額(㉖×2.1%)	㉗	160786
所得税及び復興特別所得税の額(㉖+㉗)	㉘	7817286
外国税額控除	㉙	
所得税及び復興特別所得税の繰上納付金	㉚	159700
納税猶予の申告額	㉛	7657500
納税猶予の予定納税額(㉛×10%)	㉜	
納税猶予の繰上納付金	㉝	7657500
納税猶予の繰上納付金(㉝×10%)	㉞	
納税猶予の繰上納付金(㉝×10%)	㉟	7657500
納税猶予の繰上納付金(㉟×10%)	㊱	

ますので、ご注意ください。